

一般財団法人川田生活文化財団定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人川田生活文化財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都目黒区に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本の伝統・文化の推進及びお見合い文化継承に基づく結婚相談所の利用の支援等を行い、豊かな人生100年時代の生活基盤の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 日本の伝統・文化教養の向上を目的とした体験セミナー、講演と情報発信事業
 - (2) 結婚相談所の利用に関する利用者向け・従事者向けの相談等の支援事業及び少人数のお見合いパーティーの実施事業
 - (3) くらしと資産の相談事業
 - (4) その他目的を達成するために必要な事業
- 2 前項の事業については日本全国において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第3章 財産及び会計

(財産の拠出)

第6条 設立者は、附則に記載された財産を、この法人のために拠出する。

(基本財産)

第7条 前条に定めた財産はこの法人の目的である事業を行うために不可欠な基本財産とする。

2 理事は、基本財産をこの法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会の決議を得なければならない。

- 3 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 4 公益認定を受けた日以後に寄付を受けた財産については、その半額以上を第4条第1項に定める公益目的事業に使用するものとし、その取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第8条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

(会計原則等)

第11条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 評議員

(定数)

第12条 この法人に、評議員3名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第13条 評議員の選任及び解任は評議員会の決議により行う。

- 2 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 評議員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 評議員としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(権限)

第 14 条 評議員は、評議員会を構成し、第 17 条第 2 項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第 15 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期満了する時までとする。

3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第 12 条に定める定員に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第 16 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用について支払をすることができる。この場合の必要な事項は、評議員会の決議により別に定める。

第 5 章 評議員会

(構成および権限)

第 17 条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

2 評議員会は、次の事項を決議する。

(1) 役員の選任及び解任

(2) 役員及び評議員の報酬等の総額並びに報酬等の支給の基準

(3) 定款の変更

(4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認

(5) 合併、事業の全部又は一部の譲渡

(6) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 20 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は決議することはできない。

(種類及び開催)

第 18 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種とする。

2 定時評議員会は毎事業年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

(招集)

第19条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

(1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合。

(2) 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合。

(招集の通知)

第20条 理事長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項及び議案の概要を記載した書面により招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第21条 評議員会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第23条 評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) 基本財産の処分又は除外の承認

(4) その他法令で定められた事項

(決議の省略)

第24条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員

会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した評議員の中から選任した議事録署名人2名は、これに記名押印しなければならない。

第6章 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を一般法人法が定める代表理事とする。また1名を同法が定める業務執行理事とすることができる。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 前項で選定された代表理事は理事長に就任する。
- 4 理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合は、3分の1以下でなければならない。
- 5 監事はこの法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。業務執行理事は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令の定めるところにより、監査報

告を作成する。

- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

- 第31条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 役員は、第27条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

- 第32条** 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと

認められるとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事に対して、評議員会の決議によって、報酬等を支給することができる。また、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

2 前項に関し必要な事項は評議員会の決議により別に定める。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

(責任の免除又は限定)

第35条 この法人は、役員の一般法人法第198条において準用される第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって、締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金10万円以上であらかじめ法人が定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(設置)

第36条 この法人に、理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で構成する。

(権限)

第37条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(4) 規則の制定、変更及び廃止

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
- (6) 第35条第1項の責任の免除及び同条第2項の責任限定契約の締結
(種類及び開催)

第38条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第30条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第39条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

6 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事が理事会を招集する。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはこの限りではない。

(報告の省略)

第43条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は第29条第3項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第44条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。

第8章 定款変更、合併等及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決を経て変更することができる。

2 前項の規定は第3条に規定する目的、第4条に規定する事業及び第13条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(合併等)

第46条 この法人は、評議員会において、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の議決により、他の一般法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第47条 この法人は、一般法人法第202条に規定する事由及びその他法令

で定めた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第48条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金)

第49条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

第9章 その他

(公告)

第50条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(法令の準拠)

第51条 本定款に定めのない事項はすべて一般法人法その他の法令に従う。

(細 則)

第52条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立者の氏名及び住所は次のとおりである。
住 所 東京都目黒区五本木1丁目20番13号
設立者 内田敏子
- 3 この法人の設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりである。
現金300万円
- 4 この法人の設立時評議員は次のとおりとする。
牧幸一 石月明久 五十嵐美奈子 石川三枝子 内田清文
- 5 この法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。
設立時理事 内田敏子 隅野洋美 伊澤瑞奈子 熊澤恵美子 中村治之
設立時代表理事 住所 東京都目黒区五本木1丁目20番13号
内田敏子
設立時監事 古川純子
- 6 この法人の設立当初の事業年度は、この法人の成立の日から令和3年9月30日までとする。